

令和2年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和2年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和2年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和3年7月26日（月）・28日（水）・29日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額187億2,544万7,508円、歳出総額183億261万1,237円で、歳入歳出差引残額4億2,283万6,271円である。

なお、本年度は継続費逡次繰越額が1,496万1,940円、繰越明許費繰越額が1,923万3,000円生じたため、実質収支額は3億8,864万1,331円となる。

歳入の状況は、収入済額187億2,544万7,508円を前年度と比較すると13.55%、金額にして22億3,501万4,917円の増であり、調定額188億9,675万202円に対する収入率は、99.09%である。

収入済額全体の35.99%を占める町税の収納率は97.57%で、前年度の97.59%より0.02ポイントの減である。

町税の不納欠損額は916万7,540円で、前年度と比較すると32.32%の増である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億6,679万1,790円で、前年度と比較すると2.00%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額183億261万1,237円を前年度と比較すると13.38%、金額にして21億5,999万5,623円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は97.02%で、翌年度繰越額が1億3,589万9,940円生じたので、不用額は4億2,536万8,823円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の48.28%を占め、社会福祉費では特別定額給付金、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が16.46%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が9.60%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金、公園管理委託料及びだれでもトイレ等設置工事が主なものである。

次に、教育費が8.92%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、会計年度任用職員報酬、小・中学校要保護及び準要保護就学援助費、小学校費及び中学校費では、GIGAスクール構想に伴う充電保管庫設置委託料、GIGAスクール構想に伴うLAN整備委託料及び学校施設管理委託料、社会教育費では、郷土資料館指定管理者委託料、耕心館指定管理者委託料、体育施設管理業務及び整備清掃作業委託料が主なものである。

以下、衛生費8.44%、消防費4.25%、公債費1.71%の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

本年度を振り返ると、瑞穂町にとって節目の1年であった。

まず、町制施行80周年である。令和2年11月に、スカイホールにおいて記念式典が執り行われた。来賓239人を招待し、功労者の表彰、記念映像の放映などによって、これまでの瑞穂町の歩みを祝し、これからの発展を祈念した。

また、町の取り組みの指針となる各種計画が最終年度を迎えることを受け、新たな計画の策定作業が進められた。特にこれからの町の最上位計画となる第5次長期総合計画においては、将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」が示された。今後は、計画に掲げられた基本目標実現に努めること、そして計画策定に至るまでに行われた住民意識調査や意見公募などによって集約した住民の声などを十分踏まえた町政運営が行われることを期待する。

その中で主な事業を概観していくと、まず図書館改修工事である。昭和48年に建設され、老朽化の進んだ建物はリニューアルが進められている。令和2年12月には、建物内にあった事務室機能がスカイホールに一時移転し、臨時図書室が開かれ、図書館現地での本格的な工事も始まった。令和4年3月のオープンに向けて円滑に事業が進み、町民に親しまれる生涯学習の場となることを望む。

都市計画については、平成12年に策定され、これまでまちづくりの指針となってきた都市計画マスタープランが令和3年3月に改定された。前回の改定以降、瑞穂町では人口減少に転じ、圏央道開通による産業の集積化が進むとともに、多摩都市モノレール延伸事業が東京都にて予算化されるなど、取り巻く環境は大きく変化している。本プランが目標とする「新たな流れを創出する都市 瑞穂 ～未来都市構想～」の実現に向けて、賑わいと安心・安全、自然環境の調和を図る取り組みに期待したい。

新型コロナウイルス関連では、時間的余裕のない中で前例のない事業を推進していく苦労が伺えた。全町民への特別定額給付金の給付や30%のプレミアムを上乗せしたみずほ応援商品券の発行は、コロナ禍で疲弊した地域経済を下支えした。一方で、感染収束に向けてワクチン接種事業の準備が進められ、また、感染拡大によるICT化の機運の高まりを受け、児童・生徒全員へタブレット型パソコンの配付が行われるなど、新たな時代に向けた取り組みも積極的に行われてきた。感染が無事に収束し、アフターコロナにおいて今般の取り組みが花開くことを願う。

令和3年3月には、町公式キャラクターの『みずほまる』が誕生した。小・中学生議会での児童のアイデアを、町の事業として具現化したことは評価し

たい。今後、子どもたちをはじめ、町民や町外の方からも愛される存在となり、活躍してくれることを願う。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月21日に受けたため、7月29日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 榎 本 義 輝

令和 2 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 2 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 3 年 7 月 2 9 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、5, 2 7 7 世帯、被保険者 8, 6 1 8 人で前年度と比較すると 1 4 世帯の増、被保険者は 1 0 2 人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 3 5 億 9, 4 3 3 万 6, 5 4 2 円、歳出総額 3 5 億 6, 4 7 6 万 4, 4 1 8 円で、歳入歳出差引残額 2, 9 5 7 万 2, 1 2 4 円である。

歳入の状況は、収入済額 3 5 億 9, 4 3 3 万 6, 5 4 2 円を前年度と比較すると 4. 0 8 % の減であり、調定額に対する収入率は 9 5. 8 9 % である。

収入全体の 1 9. 6 8 % を占める国民健康保険税の収納率は調定額の 8 2. 1 8 % である。

国民健康保険税における不納欠損額は 1, 1 6 2 万 8, 4 5 0 円で、前年度と比較すると 8 0. 0 3 % の増であり、収入未済額は 1 億 4, 2 9 2 万 4, 1 1 7 円で、前年度と比較すると 1 0. 7 2 % の減である。

その他の収入は、都支出金 6 6. 2 4 %、一般会計からの繰入金 1 2. 3

3%が主なものである。

歳出の状況は、支出済額35億6,476万4,418円を前年度と比較すると3.79%の減であり、予算現額の97.07%の執行率である。

支出の主なものは、全体の64.93%を占める保険給付費の、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費で、その他に31.92%を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、適切に事業が遂行されたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化に推進されており、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之 様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝

令和2年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和2年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和3年7月28日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額11億3,098万937円、歳出総額10億9,819万6,753円で、歳入歳出差引残額3,278万4,184円である。

なお、本年度は、繰越明許費繰越額が3,278万4,000円生じたため、実質収支額は184円となる。

歳入の状況は、収入済額11億3,098万937円を前年度と比較すると26.69%の減であり、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の37.80%を占める一般会計からの繰入金、18.92%を占める町債及び18.66%を占める諸収入である。

歳出の状況は、支出済額10億9,819万6,753円を前年度と比較すると25.82%の減であり、予算現額に対し92.00%の執行率であ

る。

支出の主なものは、総務費で支出全体の81.44%を占めており、都市づくり公社委託料（債務負担解消分）及び水道布設等負担金が主なものである。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層努力されることを望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝

令和 2 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 2 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 3 年 7 月 2 9 日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第 1 号被保険者数は 9, 3 5 2 人、認定者数は 1, 4 2 1 人で認定率 1 5. 1 9 % となっている。また、現年度分保険料の収納率は、9 9. 3 9 % である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額 2 4 億 3, 8 1 1 万 9 5 9 円、歳出総額 2 3 億 7, 7 8 6 万 1, 1 0 1 円で、歳入歳出差引残額 6, 0 2 4 万 9, 8 5 8 円である。

歳入の状況は、収入済額 2 4 億 3, 8 1 1 万 9 5 9 円を前年度と比較すると 6. 1 9 % の増であり、調定額の 9 9. 4 7 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 2 5. 1 9 % を占める支払基金交付金、2 4. 7 7 % を占める保険料、1 9. 7 5 % の国庫支出金、1 5. 7 2 % の一般会計からの繰入金及び 1 4. 3 7 % の都支出金である。

保険料における不納欠損額は 4 5 8 万 9, 2 0 0 円で、前年度と比較すると 9. 2 9 % の増であり、収入未済額は 9 7 1 万 9, 7 0 0 円で、前年度と比較すると 7. 4 3 % の減である。

歳出の状況は、支出済額 23 億 7,786 万 1,101 円を前年度と比較すると 3.77%の増であり、予算現額に対し 97.04%の執行率である。

支出の主なものは、90.31%を占める保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和 3 年 8 月 1 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 榎 本 義 輝

令和2年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和2年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和3年7月29日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は4,384人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額7億7,829万5,622円、歳出総額7億7,135万8,389円で、歳入歳出差引残額693万7,233円である。

歳入の状況は、収入済額7億7,829万5,622円を前年度と比較すると5.78%の増であり、調定額に対し99.78%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の48.15%を占める一般会計からの繰入金、45.74%を占める保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は38万9,200円で、前年度と比較すると52.47%の減である。収入未済額は147万8,700円で、前年度と比較すると20.15%の減である。

歳出の状況は、支出済額7億7,135万8,389円を前年度と比較すると5.96%の増であり、予算現額の99.60%の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の94.18%を占める広域連合負担金であ

る。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 榎 本 義 輝

令和2年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和2年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和3年7月26日（月）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額264万7,029円、歳出総額181万7,107円で、歳入歳出差引残額82万9,922円である。

歳入の状況は、収入済額264万7,029円は調定額の100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の66.57%を占める基金繰入金、31.42%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額181万7,107円が予算現額の69.65%の執行率である。

支出の主なものは、63.26%を占める総務費で、主に管理会運営費及び殿ヶ谷財産区基金積立金、36.74%を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝

令和 2 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 2 年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 3 年 7 月 2 6 日（月）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 1, 0 7 8 万 5, 4 0 5 円、歳出総額 8 6 3 万 6, 3 3 2 円で、歳入歳出差引残額 2 1 4 万 9, 0 7 3 円である。

歳入の状況は、収入済額 1, 0 7 8 万 5, 4 0 5 円が調定額に対する 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 3 9 . 6 0 % を占める財産収入、3 4 . 4 1 % を占める基金繰入金及び 2 2 . 2 5 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 8 6 3 万 6, 3 3 2 円が予算現額に対し 7 6 . 4 3 % の執行率である。

支出の主なものは、8 5 . 6 9 % を占める総務費で、主に管理等委託料及び石畑財産区基金積立金、1 4 . 3 1 % を占める諸支出金では一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝

令和 2 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 2 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 3 年 7 月 2 6 日（月）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 4 5 0 万 4 , 8 1 0 円、歳出総額 3 0 6 万 7 , 0 4 0 円で、歳入歳出差引残額 1 4 3 万 7 , 7 7 0 円である。

歳入の状況は、収入済額 4 5 0 万 4 , 8 1 0 円が調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 4 2 . 7 6 % を占める財産収入、2 8 . 6 7 % を占める繰越金及び 2 8 . 5 7 % を占める基金繰入金である。

歳出の状況は、支出済額 3 0 6 万 7 , 0 4 0 円が予算現額に対し 6 7 . 9 3 % の執行率である。

支出の主なものは、6 4 . 4 3 % を占める総務費で管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金、3 5 . 5 7 % を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝

令和 2 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和 2 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 3 年 7 月 2 6 日（月）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額 7 9 万 1, 1 6 7 円、歳出総額 5 0 万 4, 6 3 0 円で、歳入歳出差引残額 2 8 万 6, 5 3 7 円である。

歳入の状況は、収入済額 7 9 万 1, 1 6 7 円が調定額に対し 1 0 0 % の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の 6 4. 3 4 % を占める基金繰入金、3 5. 5 7 % を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額 5 0 万 4, 6 3 0 円が予算現額に対し 6 3. 4 0 % の執行率である。

支出の主なものは、9 1. 8 8 % を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、8. 1 2 % を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 榎本義輝